

令和8年度労働報酬下限額について

令和8年度における労働報酬下限額を定めたので、東京都台東区公契約条例(令和5年12月台東区条例第56号)第8条第3項の規定により、以下のとおり告示する。

令和8年3月6日

台東区長 服部 征夫

工事又は製造の請負契約

1 熟練労働者及び一人親方

単位:円(1時間当たり)

No.	職種	労働報酬下限額	No.	職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3,454 円	26	高級船員	4,467 円
2	普通作業員	3,038 円	27	普通船員	3,679 円
3	軽作業員	2,104 円	28	潜水士	5,929 円
4	造園工	3,117 円	29	潜水連絡員	4,298 円
5	法面工	3,780 円	30	潜水送気員	4,039 円
6	とび工	3,724 円	31	山林砂防工	3,657 円
7	石工	3,724 円	32	軌道工	6,604 円
8	ブロック工	3,645 円	33	型わく工	3,713 円
9	電工	3,859 円	34	大工	3,443 円
10	鉄筋工	3,803 円	35	左官	3,803 円
11	鉄骨工	3,353 円	36	配管工	3,387 円
12	塗装工	4,107 円	37	はつり工	3,510 円
13	溶接工	4,287 円	38	防水工	4,298 円
14	運転手(特殊)	3,499 円	39	板金工	4,028 円
15	運転手(一般)	2,880 円	40	タイル工	3,128 円
16	潜かん工	4,197 円	41	サッシ工	3,747 円
17	潜かん世話役	5,029 円	42	屋根ふき工	4,028 円
18	さく岩工	4,725 円	43	内装工	3,870 円
19	トンネル特殊工	4,253 円	44	ガラス工	3,758 円
20	トンネル作業員	3,612 円	45	建具工	3,870 円
21	トンネル世話役	4,815 円	46	ダクト工	3,387 円
22	橋りょう特殊工	4,129 円	47	保温工	3,218 円
23	橋りょう塗装工	4,107 円	48	設備機械工	3,150 円
24	橋りょう世話役	4,725 円	49	交通誘導員A	2,307 円
25	土木一般世話役	3,870 円	50	交通誘導員B	2,104 円

2 上記1以外の未熟練労働者(受注者と労働者の合意の下、見習、手元又は年金等の受給のために賃金を調整している労働者等)

単位:円(1時間当たり)

労働報酬下限額	1,754 円
---------	---------